

# 平成21年第15回葛巻町議会定例会会議録（第6号）目次

## （決算特別委員会）

平成21年9月16日

### 【開会】

### 【認定第2号～認定第7号審査】

認定第2号 平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
認定第3号 平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・	8
認定第4号 平成20年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・	10
認定第5号 平成20年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・	11
認定第6号 平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・	12
認定第7号 平成20年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について・・・・	13

平成21年第15回葛巻町議会定例会会議録 第6号 (決算特別委員会)

告示年月日	平成21年8月17日(月)					
招集年月日	平成21年9月8日(火)					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成21年9月8日～平成21年9月18日 11日間					
会議の月日	平成21年9月16日(水) 開会10時00分 閉会11時16分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	/
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	/
会議録署名議員	1 番	柴田 勇雄		7 番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 淵 文 雄
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長	近 藤 勝 義
	教育長	村木 登	病院事務局長	鳩岡 修
	監査委員		農業委員会事務局長	遠 藤 彰 範
	総務企画課長	村上 久男	総務企画課総務室長	村 中 英 治
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐 藤 義 房
	健康福祉課長	野頭 諭	総務企画課財政係長	大久保 栄作
農林環境エネルギー課長	荒谷 重			

( 開会時刻 10時00分 )

#### 副委員長 ( 柴田勇雄君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

委員長に代わりまして司会を務めます、決算特別委員会副委員長です。よろしく願  
いいたします。

これから今日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は8名です。過半数に達していますので会議は成立いたしました。

これから昨日に引き続き決算審査を行います。

議事の進行上、各委員および当局にお願いいたします。質問する委員は、質問する箇  
所のページ数を示して簡潔にお願いいたします。なお、質問事項は1回につき、2、3  
点に区切り行い、関連した質疑以外は改めて発言の機会を求め、行っていただくようお  
願いいたします。また、質疑応答の際は、職名を言ってから簡潔にお願いいたします。

それでは認定第2号、平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決  
算の認定についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

#### 橋場清廣委員

それでは11ページの不納欠損についてお伺いをいたします。1,643,180円という額  
が計上されておりますけれども、過年度分ということですが何人分、あるいはどういっ  
た理由等による不納欠損なのか、その点についてお伺いをいたします。

それと19ページと31ページ、これは関連しますけれども、特定健康診査業務というこ  
とで、19ページには一部負担、被保険者からの負担、そして31ページにはその業務委  
託料の額が示されておりますけれども、何人分だったのか。

そして、これは確か新たな制度だったと思いますので、昨日も各種診査、健康診断等  
については議論したわけですが、これは新たなものとしてお伺いをいたしたいと思  
います。そして、当初は1,160,000円某だったわけですが、結果的には大分減額にな  
ったような形になっておりますけれども実態、当初と比較してどのような状況にあっ  
たのか、その点お伺いします。

#### 副委員長 ( 柴田勇雄君 )

住民会計課長。

#### 住民会計課長 ( 入月俊昭君 )

先に不納欠損の状況についてご説明を申し上げます。主要施策の成果に関する説明書  
の43ページに詳細がございますけれども、22件、1,643,000円というようなものにな  
ってございます。昨年度は151件、3,336,000円ほどであったわけでご覧いただけます  
けれども、このような処理をさせていただきました。

内容につきましては、生活保護とかお亡くなりになって、それを承継しないというよ

うなこと等の理由によりまして、不納欠損をせざるを得なかったというようなことでございます。徴収には努めて、努力をしたいと思いますが、そのような情勢になったと、生活困窮というようなことでの不納欠損というようなことになりました。

次に特定検診についてご説明を申し上げたいと思います。特定検診につきましては、20年度目標といたしまして、受診率を30パーセントというようなことをひとつの目安にして、新たなもので行ったわけでございますけれども、実施いたしまして達成したのが41パーセントほどになってございます。今年度も集団検診等終了しておるわけでございますが、そのようなものになってございます。

その結果といたしまして、次の保健指導の関係もなされたわけでございますけれども、動機付け支援といたしまして14名、積極的な指導ということで10名というようなことになってございます。対象者といえますか、受診者、対象者が2,455人ほどであったわけでございますが、最終的な受診が1,408人というようなことで、受診率がそのようなことになってございます。

その中で、当初予定したよりも数字がそのように動いたというようなことでございますし、今後も医療費の給付等の関係等からも特定検診を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

副委員長（柴田勇雄君）

橋場委員。

橋場清廣委員

まず不納欠損の件ですけども、生保、あるいは亡くなられたということから、今回やむを得ない不納欠損ということですが、これは何名だったのか、その点もう一度。

それと実際にこれまで、生保の方はやむを得ないかと思えます。あるいは亡くなられた方も、本人は当然やむを得ないわけですけども、ご家族、ご遺族、いろいろとあろうかと思えます。具体的に現在どのような、ただ訪問のみならず、いろんな法的手段やら、あるいは例えば内容証明等、いろいろな督促方法があろうかと思えますけども、そういったものをすべてクリアしたうえで、もうやむを得ないという状況になるべきだろうと思えますけども、具体的にはどのような対策を講じてきたのか、その点もう一度お伺いをいたします。

それと特定検診、2,400名ちょっとのところ1,400名ということで、半分満たないわけですけども、半分以上ですか、まだまだ多くの方々がこの制度に乗りきっていない。新たな制度とはいえ、やはり被保険者の関心度といえますか、本来は自らの健康は自ら、やはりそういった検診を受け、そして早期発見し、そして次の段階に進んでいくという気持ちが必要だと思えますけども、それを促す対策はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

副委員長（柴田勇雄君）

住民会計課長。

**住民会計課長（入月俊昭君）**

税徴収につきましては、対策本部等を設置してやっておるわけですが、その中で1年の計画を作りながら、スケジュールを作りながらやっておりますけども臨戸徴収、また、財産の状況等を調査しながら、役場の課長職の方々等も動員いたしまして、直々に対応しておるところでございますが、その中でやはり、どうしても生活困窮なり何なりで納められないとなれば、やはり状況等を把握するというようなことで努めてきておるわけでございます。

そういう中で生活困窮者、生活保護となれば、もう、その後も調査されておって、なおかつ納税能力がないというようなことで、不納欠損ということを考えられるわけでございますし、また、相続等の関係で死亡なさった方等につきましても、ご家族の状況、または財産等の継承、これら等をお伺いしながら、最終的な判断をさせていただいております。できるだけ納付にご協力をいただくのはもちろんでございますけども、やはりどうしてもままならないというような方等につきましては、やはりそこで、そのような処理をせざるを得ないというような状況でございますので、最大限の努力はするにしても、多くの中にそういうのが出てくるというようなことでございますので、終了させていただきましたが、その人数が4人で22件というふうになってございます。

特定検診につきましては、やはり委員おっしゃるとおり、自らの健康は自ら守っていただくというのが基本になるわけでございますけれども、なかなか、病気をもちながらも、いろいろなご都合で健康に至らないというようなこと等につきましては、やはり私どもも関与をしながら、保健師さん等のご協力もいただきながら住民周知をし、各地区を回って、また、集団検診のほかに個別も今年度から始めてございます。葛巻病院と開業医さんからのご協力をいただきまして、そこで特定検診後の検診も実施しております。そのような、広く皆さんからそういう機会を利用していただきまして、健康増進に努めていただきたいというようなことでのPR活動なり何なりを今後とも続けてまいりたいと思っております。

**副委員長（柴田勇雄君）**

ほかに。姉帯委員。

**姉帯春治委員**

今不納欠損の部分でございますけども、これは、やはり、それぞれの家庭に対して財産等もあると思っておりますけども、財産放棄した場合はどのように町では関わっていますか。そこをお願いします。

**副委員長（柴田勇雄君）**

住民会計課長。

**住民会計課長（入月俊昭君）**

財産につきましては、まず現金があるかないかというようなこと等もあるわけですが、これは金融機関に調査依頼をいたしますし、財産等につきましても、うちの方にいろんな台帳がありますので、その辺を照合しながらやっております。

そういう中で財産、換価価値がなければ換価価値がないというような判断をせざるを得ませんし、あれば、やはりそれは、ひとつの相続となり、財産もあるものですから、いただくのはいただくように進めてまいりたいと思っております。

副委員長（柴田勇雄君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

では、いただくとか何とかということは、まず財産放棄をしたのだから、だれからも、もらうあてがないのではないかなと思いますが、その辺は今後かなり増えてくると思いますけども、どういうふうを考えていくのか。

副委員長（柴田勇雄君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

やはり放棄がなされれば、なくなるものですから、うちの方でも徴収する、全部財産放棄されてしまえば徴収することができませんので、それは、ひとつの不納欠損の対象になると思います。

副委員長（柴田勇雄君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすれば、不納欠損の対象になるということは、そこにだれも、財産を放棄したことでありますので、その土地などはどういうふうな考えで進めていくのですか。そうでなければ、税金などもずっとプラス、プラスとなっていくわけですが、だれからももらえない。ただ、不納欠損で上がってくるだけだということになれば、その財産にしては、土地とかそういうものについては、町ではどういうふうに進めていくのかということを知りたいのです。

副委員長（柴田勇雄君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

やはり放棄ということになりますと、裁判所なり何なりで手続きをしていただくとい

うことになると思います。それで最終的にそれがどうなるかは流れの、その人が放棄してもどなたかが受け取るというようなことになれば、その財産がそちらの方に行くわけですので、最終的にはそのような、かなり大きな財産があればあれでしょうけども、やはり、そこまで継承できないというようなことになれば、やはり、それは徴収をできないというようなことに、最終的にはなろうかなと思います。

副委員長（柴田勇雄君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

11 ページですし、説明書の方でも 41 ページですが、経済不況の中で滞納繰越の件数が多くなっておりますし、やはり、この滞納繰越を解消しなければ、運営するということが難しくなると思いますが、従来のやり方でこのことはクリアしていけるのか、その点についてお伺いします。

副委員長（柴田勇雄君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

先ほども若干申し上げましたけども、やはり、この滞納につきましては、我々も相当の力を傾注していかなければならないというようなことで考えてございます。

非常に経済不況というようなことで、納税者の方々も非常にご苦労なさっているのも承知をしておりますけれども、それはそれとして、きちっと納めていただいております方も多数、多数の方がきちっと納めていただいておりますので、その税の公平性を欠くこと、逸することはできないというようなことに思っておりますので、財産の差し押さえとか、いろんな手立てを行っております。

今までどおりの徴収も当然ながらやっていかなければならないわけでございますけれども、昨年度の一つの事例を申し上げますと、差し押さえ等の行為も私どもでも行っております。昨年度におきましては国税の還付 38 件、預金の差し押さえ 4 件、産地づくり交付金等 1 件、固定資産も 1 件差し押さえをさせていただきました。そのような中で税額で 1,904,000 円ほど、そのような方法で徴収もさせていただきました。臨戸徴収もやっておりますし、また、ひとつは分納誓約をして納税の計画を立てていただくわけでございますけれども、やはり、それをきちっと管理をしていくと、できるだけそれに沿った納税をしていただくと、それを守っていただきながら新しい税の滞納、新しい滞納をできるだけ発生させないというようなことを基本にして徴収をしております。

そのようなことで、去年の滞納繰越分のパーセンテージも上がりましたし、国保税全体で 1.4 パーセントほどの増の納税をさせていただきました。非常に、先ほども申し上げましたけれども、納税していただく方も非常に苦しい中であつたとは思いますが、非常に頑張ってくださいまして、納税にご協力をいただいておりますというような現状に認

識をしております。今後とも、やはり分納誓約等をきちっと管理をしながら、新しい滞納税が出ないように努力を続けてまいりたいと思っております。

副委員長（柴田勇雄君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

私からも現在の徴収体制と申しますか、これについてももう少し詳しくお話をさせていただきますが、まず新年度に、新年度と申しますか、年度当初、町税等徴収対策本部と申しますか、この本部の中でも確認させていただいていることなのですが、ひとつには、やはり徴収方針、そしてまた、徴収計画、これは目標を立てましてですが、そしてまた、特別徴収月間というようなこと等を年度当初に確認をいたしましてスタートをしております。

内容といたしましては、まず一つは今課長からもいろいろお答え申し上げましたが、未納者に対する文書通告、あるいは電話の催告、それから納税者の相談、分納誓約、それから特別臨戸徴収、さらには夜間徴収、そしてまた、課長等による臨戸の勧奨と申しますか、そういうものを実施してございまして、現年度分を、先ほどもお話ししましたように、現年度分を重点的にと申しますか、優先した形の中での徴収をしながら進めておるところでございます。

そうした中で、体制といたしましても、今までですと住民会計課、担当課を中心とした体制ではございましたが、今回は特にも町全域を9班と申しますか、9班のグループに編成いたしまして、それに対して各担当者が、それぞれの職員が、担当課の職員が2人入って、課長がチーフとなって全課の今課長が出ております。私もその特別グループと申しますか、9班以外にもう一つ特別グループ、いろいろな案件がございますので、そういう形の中に体制をとりまして今年度、今年度と申しますか、進めてきたところでございます。

そういう中で、その進め方といたしましても、担当課の方でも内容といたしましては給与、あるいは預金、不動産、あるいは動産、そういう調査をしっかりとしながら、その対策をさらに進めていくわけですが、どうしてもいろいろな内容によりましては、県の滞納整理機構との連携を図りながら、対策を講じているというのが今年の大まかな、流れとしてはそういう状況に進めてきたところでございます。

そういう中で、今課長からも申し上げましたように前年度と比較いたしまして1.4パーセント徴収率が增大しておりますし、それから額にいたしまして、大きな額ということにはならないということになるかもしれませんが、前年度と比較しまして4,800,000円滞納額を減額する状況になっていると。今までですと、どうしても横ばいにきたと思っております、微増と申しますか、そういう形にもあったと思っておりますが、今回は額にしても4,800,000円ほど、何と申しますか、その滞納額を減額することもできたというようなことで、一層そういう体制を強化しながら、徴収を一層努力してまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。



副委員長（柴田勇雄君）

山岸委員。

山岸はる美委員

滞納の徴収率を上げるために努力されていることは、今の答弁で納得いたしました。課長の答弁で先ほど新しい滞納者を発生させないようにということでしたが、昭和61年の1件から始まって、どうなのでしょう。この滞納の件数は、ずっと同じような方々がこのように、同じ方々がこういうふうには昭和61年からずっと平成20年までありますが、新しい方というのは単年度ごとにはないと思います。もしかしたら同じような方々が、こういうふうには毎年積み重なっていくのかなと思います。その点について1件と、あと、確かに経済事情が悪化しておるわけでありまして、不納欠損とか財産の差し押さえ、悪質なものは財産の差し押さえでいいと思うのですが、でも、この町はやはり第1次産業が一番の町おこし、今までこの町の基礎を築いてきたわけでありまして、例えば林業従事者であれば、経営の建て直しをさせることによって、所得を上げることによって、それで収納率の方に、滞納がある方であれば、そちらの方とも思うのです。だから、悪質なものは財産の差し押さえで、第1次産業に従事して自営業をやっている方には、経営の建て直しをするような二本立てでいかないと、この滞納問題というのはいつまでも止まることを知らないというか、そういう感じになると思いますが、その点についても答弁をお願いします。

副委員長（柴田勇雄君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

新しい滞納者を出さないというのは基本方針ではございますが、やはり各家庭のご事情がかなりある方もございまして、新たな滞納者が出てくるのも事実でございますが、やはり、できるだけ追いついていただくというようなことを心がけて、私どもも足を運んでおります。

傾向といたしましては、やはりずっと前から引き続き滞納なさっているという方のほうが圧倒的に多い現状でございます。

確かに委員おっしゃるとおり悪質なものに、言葉が悪いのですが、財産収入がありながら納めていただけないという人には、やはり法的なもので私どもも対抗をさせていただかなければならない。それが差し押さえ、公売というようなことにつながるということも、これも納めていただければ、やりたくはないわけでございますけれども、やはり税の公平性を保つためには、ひとつの認められた法的手段も行使せざるを得ないということもございまして。これも、やはり私どもとしては辛い判断をしなければならぬわけでございますけれども、やらざるを得ないというのが一つでございます。

もう一つは、やはり生産する、特に我が町におきましては酪農家の方等が非常に大き

な財産を有しておるわけでございます。当然そこには固定資産税もかかり、保険税もかかるというようなことでございますが、やはり生産性を欠くような手段は行使をしたくないと思っております。やはり税は納めていただくのと、やはり町の財産でもございますので、その辺はしっかりと守っていきながら、納税をしていただくというのが、ひとつの基本的なルールではなかろうかなと思っております。

副委員長（柴田勇雄君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

もう1点のご質問があったと思いますが、いわゆる所得の向上を図るような対策を講じながら税を徴収といいますか、徴収していくような体制が必要であろうというお話であろうと思いますが、そういう中で今回もいろいろ議論していただいたところでございますが、今回の不況という中で大変第1次産業、特に酪農、畜産、これには経営に大きな影響を受けておるというようなことから、国、県の対策等を含めまして、町と農協、あるいは公社も昨年度の預託の分についても負担していただくなり、そういう状況の中で、担当課長からも申し上げたわけですが、トータル的にそういう基盤をさらに乗り越えて、新たな生産基盤をしっかりと継続していけるようにといたしますか、そういう目的の中でトータル的には約2億円ちょっと、そういう対策として町内にも交付といいますか、されておるといのは、まさに委員おっしゃるとおりの対策に結びつけようとする施策でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

副委員長（柴田勇雄君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号、平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定可決されました。

次に認定第3号、平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

**橋場清廣委員**

55 ページお願いいたします。下段の方に事業費の中で単独事業、工事請負費の中でメーター取替工事ということで4,400,000円ほど、これは定期的にこの工事が行われております。このメーターの耐用年数7年とか8年とかというふうな、確か前にお話があったように記憶しておりますけれども、今どき、こういった機械等で耐用年数が10年未満というのは、非常に珍しいような気がしますけれども、これは定期的に行われている工事です。特殊なもので、特定のメーカーだけによるものなのか。あるいは、もっと違ったメーカーもあって、耐用年数等も、もっと今の時代に、最新といいますか、長く保てるような、そういった機械等がないものか、その点についてお伺いいたします。

**副委員長（柴田勇雄君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（馬淵文雄君）**

メーターの取替工事でございますけれども、平成19年度は4,227,000円ほどの支出がございました。本年度、20年度は4,431,000円強の支出がございまして、毎年更新しているものでございます。

耐用年数につきましては時間をいただきたいと思っております。

**副委員長（柴田勇雄君）**

橋場委員。

**橋場清廣委員**

耐用年数は多分7、8年だと思います。そのメーカーですね、特定のものであるため限られたメーカーのものなのか。あるいはもっと幅広く、いろんなメーカーがあるのか。その辺実態としてどのようになっているのか、その点も併せてお伺いします。

**副委員長（柴田勇雄君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（馬淵文雄君）**

大変失礼いたしました。耐用年数につきましては、委員ご指摘のとおり8年でございます。

また、メーカーは特に特定されているものではございません。

**副委員長（柴田勇雄君）**

橋場委員。

## 橋場清廣委員

そうであれば、この際、特定されていないのであれば、この耐用年数、もっと長いものがあるのではないかなという気がします。したがって、その辺は調査のうえ、次に向けての対応ということをとっていただきたいなと率直に思います。毎年出てきますから。その点ちょっと調べて、もうやむを得ない、これしかないというのであれば別ですけど、その点お伺いします。

## 副委員長（柴田勇雄君）

建設水道課長。

## 建設水道課長（馬淵文雄君）

計量法で定められております耐用年数8年ということでございます。それで、メーカー一等が特定されていないということで、その取替方法を検討してもらいたいというようなご意見かと思えますけれども、計量法による耐用年数8年ということで、ご理解いただきたいと思えます。

## 副委員長（柴田勇雄君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号、平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定可決されました。

次に認定第4号、平成20年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

## 橋場清廣委員

1件だけお伺いします。後期高齢者に移行して、これは請求権とかそういったもので、いつまでこの会計を、このように特別会計として残しておくのか、ちょっと、前にも話

題に出たような気がしましたが、その点お伺いします。

副委員長（柴田勇雄君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

今の決算は1か月分の決算で、あとは新制度の方に移行してございます。基本的には診療報酬等の請求はもうほとんど済んだものと認識しております。何かの都合でレセプトがどこかに迷ってれば別ですけども、最終的には3年で終わるといようなことになると思いますので、次年度以降の決算につきましては、本当に名目的なものになろうかなと思っておりました。

副委員長（柴田勇雄君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号、平成20年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定可決されました。

次に認定第5号、平成20年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号、平成20年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いては、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定可決されました。

次に認定第6号、平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

#### 橋場清廣委員

108ページをお願いしたいと思っておりますけれども、後期高齢者の医療保険徴収の件ですけれども、特別徴収と普通徴収、当初予算が34,000,000円某で収入済額が25,000,000円。これ特別徴収は年金からだったと思っております。したがって、大幅に変わるとというのは、年金からなので対象者がそんなに、移動は極端にないだろうと思っておりますけれども、この点はどのように理解すればいいのか。

また、その下の普通徴収、これは当初よりも収入済額の方が増えている。そこら辺の何か関係があるのか、それについてお伺いいたします。

#### 副委員長(柴田勇雄君)

住民会計課長。

#### 住民会計課長(入月俊昭君)

新たな制度で発足した医療制度でございますけれども、普通徴収、特別徴収、いろいろ制度のあれが、180,000円を基準に普通徴収、または特徴というようなことであるわけでございますけれども、今現在の180,000円未満の年金の方で普通徴収というのは106人ですか、所得の多い方で制限を超えて普通徴収になったのが18人というようなことになっておるわけでございますけれども、何ていいますか、やはり、あとは切り替え、年齢到達への切り替えのときの普通徴収とか特徴とか、そういうようなこと等があって、この区分がなされておるようでございます。そのような中での今の現状が、そのような移動方法で賦課徴収されているようでございます。

#### 副委員長(柴田勇雄君)

橋場委員。

#### 橋場清廣委員

もう1回お伺いします。特別徴収の、これは収納率100パーセントというのは調定額に対してかと思っておりますけれども、当初予算で34,000,000円、約9,000,000円くらい減額になったうえで調定され、収入になっていると。これは年金からということからすれば、その当初予算の段階で、ある程度の確かな数値が捉えられていたはずなのになと思いつながら、この質問をしております。もう一度その点について、もう少し分かりやすく願

いします。

副委員長（柴田勇雄君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

当初予定して予算措置をした段階と、また若干途中で制度改正等で見直された方法等がございまして、その制度調整の移動等で差異が生じてございます。

副委員長（柴田勇雄君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号、平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定可決されました。

ここで午前11時まで休憩いたします。

（休憩時刻 10時45分）

（再開時刻 11時00分）

副委員長（柴田勇雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に認定第7号、平成20年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

まず総括的なところで1件お伺いしますけども、今年、今年度といたしますか、医療体制、医師の勤務時間等の環境を整えたわけですけども、多くの方々から診療時間の問題だとか、いろいろ当初さまざま患者さんが、それによっていろいろ大変なというか、

いろいろ苦情めいた、あるいはいろんな意見もいただいたわけですが、病院ではどのようにその点对応したのか、その点をお伺いします。

それと今年度、20年度だいが先生方に頑張っていたいただいているわけですが、一般病床では5.5パーセント上回るし、介護療養病床では8.6パーセント増えていると、今私128ページを見ていましたけども、事業報告書を見ていましたけども、その中でトータルでは73.1パーセント、全体では、ということから4.8ポイント増えていると、昨年度を上回っておりますけども、いわゆる改革プランの中で70パーセント以上を3年間クリアしないと診療所化を検討しなければならない、そういったことがあったかと思えます。この70パーセントというのは、いわゆる介護病床も含めてなのか、あるいは一般病床だけなのか、その点についてお伺いします。

副委員長（柴田勇雄君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

まず1点目の診療体制の部分でございますが、改革プランでも医師4名を体制として整えたいという希望を持って望んでおりますけども、残念ながら常勤医が年度においても2名というような体制になってございます。そういう部分で標準数が、患者数からきます標準数が6.35というような中で、応援の先生方を、岩手医大、愛児会、あるいは中央病院からの応援をいただきまして、5.6人の医師の充足をしております、88パーセントというような、9割に近い充足にはなっておりますが、依然として約1名の不足がある状態での診療体制でございました。

そのような中で非常に、先ほどお話がございましたように、待ち時間が長いと、診療時間が5分以上をクリアするというような条件の中での、影響した部分がありまして、待ち時間が長いというような分がございまして、午前の診療が午後になり下がるといったような日が多々ございまして非常に、午後においでになった方々の待ち時間がさらに長くなるというような状態になりまして、この対応として非常に緊急に体制を強化するという部分が不可能でございまして、待ち時間の縮小という部分で、午後の部分を3時に遅くするというような形で周知を図る形で、待ち時間をいくらかでも少なくしていただきたいというような体制をとったものでございました。ただ、なかなか、その中でもなるべく早い時間に診察をされたいというような、やはり希望がございまして、かなり午後の早い時間においでいただいているという実態は今も続いております。

次に病床利用率の関係でございますが、一般病床と介護病床を合わせますと7割をクリアするという状態になってはございます。ただ、改革プランで言っております7割というのは、一般病床での基準でございますので、これについては病床数等の動向を見ながら検討してまいるといふふうなものになろうかと思えます。よろしくお願ひします。

副委員長（柴田勇雄君）

橋場委員。



**橋場清廣委員**

そうしますと、改革プランの方ですけれども、療養病床は23年度で終わりということから、これは一般病床だけですと65。これは相当な努力、努力というか、その体制づくりが急務、これはその年に頑張ろうといっても無理な話なので、これは相当な改革、改善が必要かと思えますけれども、その辺どのようにお考えになっているのか。

それと、前段の待ち時間等の件で、お医者さんかなり頑張っていたとおもいます。そういった中で一つだけ確認します。今は、病院に10時に来ている方に診察券を頼んで、前もって診察券を投入しておくということは、今はありませんか。それだけお伺いします。

**副委員長（柴田勇雄君）**

病院事務局長。

**病院事務局長（鳩岡修君）**

まず1点目の利用率の部分でございますけれども、介護病床の転換が23年度末というスケジュールになってございます。若干情勢に流動的な部分がございますので、この辺がまた見極めていかなければならないというふうに考えてございますが、この転換に当たりまして、面積的な部分での改善が必要となってまいりますので、現行での病床数ではかなり厳しい現実的な対応になろうかと思えますので、これに併せた形と利用率の状況を見ながら、病床数についても検討してまいりたいと考えてございますので、ここについては病床利用率を踏んでの検討も、当然にそこは含まれているというふうに考えてございます。

また、診察券をほかの方をお願いして受付をしているという部分については、その分については注意をするようにしてございまして、今ではそのような状態はないというふうに考えてございます。

**副委員長（柴田勇雄君）**

橋場委員。

**橋場清廣委員**

改革プランの件で入院の、いわゆる65.5パーセント、これを70パーセントにということで、これは副町長、経営者側からの考え、思い切った改革が必要であるし、また相当、もちろん基本的にはお医者さんの確保という形にもなろうかと思えますけれども、町長、もしくは副町長、これは思い切った改革を断行しないと、これは到底無理な数字ではないかなと思えますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

**副委員長（柴田勇雄君）**

副町長。

**副町長（ 觸澤義美君 ）**

それではお答え申し上げますが、まず大きな、抜本的な改革をしなければというご意見ではございますが、今先程来お話もありますように、最重要課題といたしまして医師確保ということに鋭意努力しているところでございますが、特にもそういう中で岩手医大、あるいは医療局、そのほか県の国保援護課、あるいは国保連合会、あるいは全国自治体病院推進協議会といいますか、開設者協議会等々に、いろいろ町長から出向いていただいたり、あるいは医療施設にも分担しながら、私もいろいろ回らせていただいております。そういう中で、その情報を得ながら、医師確保に今懸命に努めているところでございます。

そういう中で、先般も2人町内に、町内といいますか、病院の方に直接おいでいただきまして病院の案内をし、あるいは施設の概要等、それからもう一つは地域の医療という観点の中で、町長からも直接、ぜひ先生のお力をお借りしたいというようなお願いをしながら今進めておるところでございます。現段階では、目途といいますか、これはたっていないわけではございますが、相手の先生も大変関心を持っていただきまして、さらに連絡をとりながら今鋭意努めておるところでございますが、いずれ、そういう医師確保がひとつの基本となりまして、今おっしゃいますような改革という部分に、さらに結びつけていかなければならないわけですが、まず今一番課題としておるところが医師確保でございます。そういう中で今努めておるわけでございますし、また、小児科の先生につきましても今週2日お願いをしているわけでございますが、今いろいろ協議しております、12月から週3日の方向で、今具体的な調整といいますか、そういう状況に今入っておるところでございます。いずれ、医師確保を前提としながら、おっしゃいますような改革等につきましても鋭意努力してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

**副委員長（ 柴田勇雄君 ）**

ほかに。山岸委員。

**山岸はる美委員**

外来患者数は減少となっているわけではありますが、前妊婦検診のことで、婦人科外来があるということ、もう少し町民の方々に周知する努力が必要ではないかと、私一般質問の分と言って、広報等を通じてのPRであれば大丈夫なのかなと答弁いただいたような気がするのですが、やはり、せっかくお医者さんをお願いしてきているのでありますから、この外来患者数、葛巻病院でも治療とかができるものを、そこが分からなくてよその町村の病院に行っている方々もいるのであれば、やはり、もっと積極的なPRが必要だと思います。それが1点でありますし、また、病院に行ったとき、受付のところには確かに、このくらいの紙があります。月曜日午後は休診であるとか、内科とかあるのですけども、やはり、まだ無駄足を踏んでいる方があります。今バス事情も悪くて、わざわざ午前中から来て午後の診察と言ったら、午後は今日はありませんと言いました。

車のある人であれば、じゃあということで戻れるのですが、まだまだ、どこに診療日があるか、午後休診なのか分からなくて、紙を置いてはいるのですが、やはり声掛けということが、診療の週の内容をお分かりですかと、一言この紙を持って行ってくださいと言えば、無駄足を踏む人はないと思います。わざわざ診察を受けたいと思って来ていて、午後休診だったりして、タクシーか何かで戻る人がいれば、大変気の毒なことだと思いますので、その点について、サービスの一環だと思いますので、答弁をお願いします。

副委員長（柴田勇雄君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

山岸委員さんからのご質問の外来のPRということにつきまして、確におっしゃるとおりかと思えます。産婦人科の部分につきましては広報に、診療日につきましては掲載させていただきましたのですが、あと、それぞれの受付時間等、多々変更もございまして、当初は定時という形のみだったわけですが、参考になりますか、日程表を置いて配布するというような形をとってございしますが、その分について徹底していないという部分についてはご指摘のとおりかと思えますので、そのようにいたしたいというふうに考えてございます。かなり頻繁にチラシなどを配布するというような部分も、ひとつ考えられる分かと思えますが、今かなり体制的に充実した状態では防災の告知等で、その変わった部分についてお知らせするというような部分等も検討してまいりたいなというふうには、内部的には考えてございます。よろしく願いいたします。

副委員長（柴田勇雄君）

山岸委員。

山岸はる美委員

サービスを提供する側と受ける側、確かに日程表は置いてあります。受付のところにも。でも、それが、もし分からなくて、とにかく診察券を入れることと、会計して帰ることで、やはり、もしかしたら院外処方の方にも置いて、とにかく来た方々が無駄足を踏まないで診察を受けられるような努力というのを、なお一層求めます。答弁はよろしいです。

副委員長（柴田勇雄君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号、平成20年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定可決されました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

これをもって、決算特別委員会を閉会します。ご苦勞様でした。

(閉会時刻 11時16分)